

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の 公開の手続について（案）

平成 20 年 4 月 24 日

「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の設置について」（平成 20 年 3 月 13 日知的財産戦略本部決定）7. 及び「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の運営について」5. に基づき、コンテンツ・日本ブランド専門調査会の公開の手続について以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議題を原則 1 週間前の日までに首相官邸／知的財産戦略本部ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>) 及び首相官邸記者クラブに掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
一般の傍聴希望者は、1 企業・団体については原則 1 名とし、開催前々日 17 時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局（以下「事務局」という。）に登録する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係の傍聴希望者は、開催前々日 17 時までに事務局に登録する。
 - (3) その他
 - ① 傍聴は、基本的に先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断で傍聴を制限することがある。
 - ② 傍聴者が会議の進行を妨げていると判断した場合には、会長は退席を求めることができる。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場すること、及び、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従う。